

私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助）交付要綱

平成16年12月 3日 文部科学大臣裁定
平成20年 7月15日 一部改正
平成31年 1月25日 一部改正
令和 2年12月25日 一部改正

（通則）

第1条 私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助）（以下「補助金」という。）の交付については、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「助成法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（趣旨）

第2条 この補助金は、次の各号に掲げる学校を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）に対し、当該各号に定める事業に係る経費の一部を国から交付するものである。

- （1）長期の宿泊を伴う産業教育を実施している私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程） 長期の宿泊を伴う産業教育に関する特色ある教育活動
- （2）広域の通信制の課程を置く私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程） 広域の通信制教育に関する特色ある教育活動
- （3）私立の特別支援学校又は特別支援学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に定める学級をいう。）を置く私立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程） 特別支援教育に関する特色ある教育活動

（補助金の額）

第3条 補助金の額は定額とし、予算の範囲内で交付する。

（申請手続）

第4条 学校法人が補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による交付申請書を都道府県を經由して文部科学大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事が学校法人から交付申請書の提出を受けた時は、様式第2による交付申請額一覧を添えて当該交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第5条 文部科学大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査のうえ、交付決定を行い、都道府県知事に交付決定額一覧を送付するものとする。

2 都道府県知事は、文部科学大臣から交付決定額一覧の送付を受けた時は、速やかに学校法人に対し、様式第3による交付決定通知書を送付しなければならない。

（申請の取り下げ）

第6条 補助金の交付を受けた学校法人は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、学校法人から前項の規定による書面を受理したときは、速やかに文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第7条 補助事業を行う学校法人（以下、この章において「補助事業者」という。）が、補助事業を遂行するため契約を締結し、支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(事業計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、様式第4による内容変更承認申請書をあらかじめ都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業者に交付される国の補助金額に変更をきたすことなく、補助金交付の目的及び条件に違反しない場合において、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合を除く。

2 文部科学大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その旨を記載した書面を、都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その旨を記載した書面を都道府県知事を経由して文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出の状況について、都道府県知事の要求があったときは、速やかに、様式第5による状況報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第6による実績報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 都道府県知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必

要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 都道府県知事は、第1項の額の確定を行った場合は、様式第7による確定報告書を文部科学大臣に送付するものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の額の確定を行った場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 文部科学大臣は、第9条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認をした場合及び次の各号に掲げる場合の一に該当するときは、第5条の規定による交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、適正化施行令若しくはこの要綱又は、これらに基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (3) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

（補助金の経理）

第15条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第16条 前各条に定めるもののほか、この補助金に係る取扱いに関する細目は、別添「私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助）取扱要領」に定めるところによる。

附 則

この要綱中、高等学校には、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第20条第1項に規定する公私協力学校を含まないものとする。